

医療技術評価報告書 記載要領（案）

【通則】

1. 医療技術評価分科会において、関連学会から報告を求める技術は、以下のとおりである（技-4-1参考2）。

- ・令和6年診療報酬改定において、保険適用となった医療技術のうち、ガイドライン等で記載があるもの（116件）
- ・平成28年度から令和6年度診療報酬改定までにおいて、レジストリの登録を要件として保険適用となったもの（40件）

2. 医療技術評価報告書の記載に当たっては、公表することを前提とすること。
なお、機密事項としての取り扱いを希望する項目がある場合には、その旨を明記すること。

3. 報告書の記載に当たっては、以下を遵守すること。

- ・ 既に記載されている項目や内容を変更することなく、空欄を埋める形で記載すること。
- ・ セルの結合や削除はしないこと。なお、印刷ページで3ページ程度に収まる範囲であれば、各行の高さを変更しても差し支えない。
- ・ 文字の大きさは12ポイントとし、欄外には記載しないこと。

4. 記載する事項がない項目については、当該項目欄に「特になし」と必ず記入すること。

【報告書の記載方法】

1. 「報告団体名」について

提案書の記載内容について確認が可能な報告団体名を記載すること。

2. 「当該医療技術が関係する診療科」について

「主たる診療科」については、報告される医療技術が最も用いられる診療科を1つ選択すること。「関連する診療科」については、主たる診療科以外で、報告される医療技術が用いられる診療科がある場合には、該当する診療科を2つまで選択すること（ない場合には、「00なし」を選択すること）。なお、「申

請技術が関係する診療科」の選択に当たっては、可能な限り「38 その他」を選択せず、リストの中の診療科から選択すること。

3. 区分について

A（ガイドライン）、B（レジストリ）のいずれか該当するものに対してリストから○を選択すること。

4. 評価項目について

①「現在の診療報酬上の取り扱い」について

対象とする患者、医療技術の内容、点数や算定の留意事項について、300字程度記載すること。

②「ガイドライン等」について

②-1から5については、必要事項を記載し、リスト欄から該当するものを選択するとともに、必要に応じて右欄に記載すること。

③「レジストリ」について

③-1から4については、必要事項を記載し、リスト欄から該当するものを選択するとともに、必要に応じて右欄に記載すること。

※ ガイドライン等に記載がある医療技術については、当該技術の記載部分を添付すること。また、レジストリの登録が要件化された医療技術については、上梓された論文がある場合には添付すること。